

平成20年度寒河江市の財務諸表について

1 はじめに

普通地方公共団体の会計処理は、現金の収支を基準とするいわゆる「現金主義」によっています。すなわち、歳入とは、一会計年度における一切の収入をいい、歳出とは、一会計年度における一切の支出をいうものですが、ここで収入とは現金の収納をいい、支出とは現金の支払をいうとされています。

これに対して、企業会計において用いられる「発生主義」とは、現金の収支のみならず、すべての財産物品等の増減及び異動をその発生した事実に基づいて経理することです。

これまでの現金主義による地方公共団体の予算・決算制度に加え、新たに「発生主義」に基づく財務書類を整備することによる様々な効果を期待し、本市においても、国の新地方公会計制度に基づき財務諸表（4表）を作成することとしました。

2 財務諸表作成の目的について

地方分権の進展に伴い、これまで以上に自由で責任のある地域経営が地方公共団体に求められており、そうした経営を進めていくためには、内部管理強化と外部へのわかりやすい財務情報の開示が不可欠です。具体的な目的は以下のとおりです。

- ① 資産・債務管理
- ② 費用管理
- ③ 財務情報のわかりやすい開示
- ④ 政策評価・予算編成・決算分析との関連付け
- ⑤ 議会における予算・決算審議での利用

3 整備する財務諸表

国で示している新地方公会計制度におけるモデルは民間企業に準じた財務諸表である「基準モデル」と、現行の総務省方式に決算統計を活用した「総務省方式改訂モデル」の2つがありますが、本市においては、比較的簡便に作成でき作成コストが低い「総務省方式改訂モデル」を選択して整備しました。整備した財務諸表は以下のとおりです。

①貸借対照表（BS）

貸借対照表は、会計年度末（基準日）時点で、地方公共団体がどのような資産を保有しているのかと（資産保有状況）、その資産がどのような財源でまかなわれているのかを（財源調達状況）、対照表示した財務書類です。貸借対照表により、基準日時点における地方公共団体の財政状態（資産・負債・純資産といったストック項目の残高）が明らかにされます。

②行政コスト計算書（PL）

行政コスト計算書は、一会計期間において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用（経常的な費用）と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益（経常的な収益）を対比させた財務書類です。これにより、その差額として、地方公共団体の一会計期間中の行政活動のうち、資産形成に結びつかない経常的な活動について税収等でまかなうべき行政コスト（純経常費用（純経常行政コスト））が明らかにされます。

③純資産変動計算書（NWM）

純資産変動計算書は、地方公共団体の純資産、つまり資産から負債を差し引いた残余が、一会計期間にどのように増減したかを明らかにする財務書類です。総額としての純資産の変動に加え、それがどういった財源や要因で増減したのかについても示されます。

④資金収支計算書（CF）

資金収支計算書は、一会計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを性質の異なる三つの活動に分けて表示した財務書類です。現金等の収支の流れを表したものであることから、キャッシュ・フロー計算書とも呼ばれます。

※今回は普通会計の財務諸表を公表いたしますが、単体会計（普通会計に地方公営事業会計を合わせた会計）や連結会計（単体会計に関連する一部事務組合及び第3セクター等を合わせた会計）についても順次整備していく予定です。